

議案第 35 号

石垣市消防手数料条例の一部を改正する条例

石垣市消防手数料条例（平成 12 年石垣市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の部貯蔵所の款浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項手数料の額の欄中「118 万円」を「145 万円」に、「141 万円」を「172 万円」に、「158 万円」を「192 万円」に、「194 万円」を「236 万円」に、「226 万円」を「274 万円」に、「455 万円」を「564 万円」に、「582 万円」を「724 万円」に、「707 万円」を「879 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市消防手数料条例(平成12年石垣市条例第27号)の新旧対照表

別表

現行

手数料を納付すべき者	区分		手数料の額
(略)	(略)		(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>118万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>141万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>158万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの <u>194万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの <u>226万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの <u>455万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの <u>582万円</u>	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの <u>707万円</u>	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

改正後（案）

手数料を納付すべき者	区分			手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>145万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>172万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>192万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>236万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>274万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>564万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>724万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>879万円</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----